

代議員総会で、法定の保険料率内で地区疾病金庫の財政を保障せよとの要求を決議し、政府・与党に陳情したが、まだなんらの反響は見られない。これがのちに効果を及ぼすかどうかは、保険料の上昇いかんにかかっているようである。

なお、保健政策についても医師会等からその拡充が要望されているが、とくに新しい措置は示されていない。

Sozialpolitik ohne neue Ziele? Selbstverwaltung der Ortskrankenkassen, August, 1968, ss. 125 ~128.

(石本忠義 健保連)

老後の所得保障にかんする 70年代の課題

(アメリカ)



アメリカの老人の所得が全体的に低いことは争えない事実である。退職後の所得低下をカバーするために、老齢年金制度をはじめ、各種の公私所得維持制度が実施され、かなりの成熟度に達しているといふものの、なおその水準は低く、老後の経済的ニードを充足するには不十分な状態である。この論文ではきたるべき1970年代に残された老後の所得保障に関する課題が、4つの論点をめぐって論じられている。

1. 貧困老人の解消

従来さまざまな形で提案されてきた negative income tax ないし guaranteed income programs は、老人の貧困問題の解決に重要な意義をもつものと思われる。しかしこのいわゆ

る負の所得税に対する世論の支持はまだ決して高くないようである。たとえば1967年のハリス世論調査では、反対が60%，賛成はわずか28%にすぎなかった。しかも実施運営上の技術的問題をめぐって、多くの困難や論争が生じており、前途多難を思わせられる。よほどドラスティックな世論の変化が生じない限り、負の所得税は、国会で実効の伴わない論議と支持をうるにとどまるであろう。

負の所得税の実現が見込み薄となれば、貧困老人数を低減させるための次善の策は、現行老齢扶助制度(OAA)と老齢・遺族・障害・健康保険制度(OASDHI)の改正であろう。OAA は直接貧困老人を対象に金銭給付を行なうものであるが、その扶助基準は現在のと

ころきわめて低く、州による格差も大きい。すべての貧困老人を社会保障行政上の貧困線以上に引き上げるためには、約26億ドルの金を選択的に配分することだといわれている。しかし単なる扶助基準の引上げだけではこうした配分機能を OAA にもたせることはできない。さりとて、それを可能にするような抜本改正が早急に実現するとも思えない。

一方 OASDHI の受給は労働から生ずる権利である、という本質規定からして、OASDHI が貧困老人の解消に直接的な役割を演ずるとは考えられない。その給付水準の引上げは、すでに十分な所得を得ている老人にまで及ぼされ、往々にして、貧しい階層よりは貧しくない階層への配分率を高める結果になりやすい。

2. 退職年齢の低下傾向

老後の所得保障水準を低めている要因の一つに退職年齢の低下がある。OASDHI による老齢年金の受給開始年齢は、1935年当初、法では65歳であったが、1956年には女子に62歳で減額年金が支給されることになり、1961年にはこれが男子にも拡大された。1965年および

1967年には、これをさらに60歳まで引き下げる法案が相ついで提出されている。

これについて早期退職の傾向が強まり、最近受給を開始した男子の2分の1、女子の3分の2は65歳以下であった。62～65歳の男子就労率をみても、1961年の74.9%から、1966年の67.4%へと明らかな低下が認められる。

早期退職が可能になることは、社会的にみれば望ましい目標であっても、拠出期間の短縮化と、それに反比例する給付期間の長期化によって、社会保障財政はいたく圧迫される。これがさらに60歳まで引下げられれば、早期退職による減額年金受給者数は急増し、一層の財政的窮屈から、減額率の引下げは不可能になり、その結果、平均年金受給額は今後かえって低下するおそれがある。

3. 社会保障財政に対する国庫補助

従来社会保障制度は、労使双方からの拠出が唯一の財源であるという点で、すぐれて自助的な制度と考えられてきた。しかしこの自助の原則は、1965年の医療保障制度 (The Medicare program) や、1966年の72歳以上の老人に対する特殊な減額年金制度の成立によっ

て次第にくずれてきていている。また世論の動向も、社会保障財政に対する一般歳入の繰入れ、たとえば3分の1国庫負担といったことに対して肯定的になってきている。

このようにして、累進課税方式をとる一般会計からの繰入れが実現すれば、社会保障税の課税範囲にも当然変化が生じ、今日の逆進税的性格が低所得者層に負わせている重荷が多少軽減されることになるであろう。

4. 企業年金に対する規制の強化

現在、民間非農業労働者の約半数近くが企業年金に加入し、老人の約15%がこれを受給中である。この受給率は1980年までには4分の1から3分の1程度に高まるものと予想されている。

1966年の the Joint Economic Committee Report は、加入期間の短縮化、適用範囲の拡大、通算制の導入等を支持し、爾來これらの問題をめぐって論議がさかんになってきた。国会でも1966年から1968年にかけて数次にわたる公聴会が開かれたが、企業年金に対して今後一層の規制を加えるかどうかについては、まだ意見の一一致を見るに至っていない。

それを困難にしているのは、まず第一に技術上の細かい問題が十分究明されていないこと、そして現実問題の解決に規制のもつ効果が疑わしいことである。

たとえば、倒産や制度運営の行詰りから企業年金制度が廃止されることがあるが、こうした事態によって直接被害を受けるのは、毎年、加入者の0.1%程度にすぎないこと、また加入者の3分の2はすでに、中途退職者にも受給資格を与える *vested pension* に加入しており、こうした規定がない場合でも、その約半数は地域的ないしは企業系列内での通算制を認める *multi-employers plan* を適用されていることなどを考えると、規制のもつ効果を余り高く評価することはできない。そのため政府は、今後とくに問題が生じない限り、企業年金に対する規制を強化することには気乗り薄である。

5. 要 約

老齢者の貧困問題を解決するためには、現行所得保障制度の根本的改革や負の所得税の導入などが必要と考えられるが、これらの対応策が現実のスケジュールにのるまでにはか

なりの時日を要するであろう。

また老後の所得低下をさらに補うものとしての企業年金も、いぜん一部老人に恩恵を与えるに止まり、これに対する法的規制を強化してみても、それが受給者数の急速な増大につながることは期待できないであろう。

しかも一方で、早期退職傾向の進行にともない OASDHI による老齢年金平均受給額の低下が予想されている。さいわい社会保障財政に対する国庫補助には肯定的雰囲気が生まれつつあるが、全般的には、態度の根本的変革が行なわれない限り、1970年代にもち越された老齢者の貧困問題は解決をみぬまま、さらに1980年代にまでもち越される公算が高い。

Joseph Krilov, *Four Issues in Income Maintenance for the Aged during the 1970's, Social Service Review*, September 1968, pp. 335~343. (村山冴子 社会保障研究所)

(14ページからつづく)

期的疾患は、対象から除外されている。この慢性的・長期的疾患の除外は、老人に特有の疾患により、長期的入院が予想され、それが保険財政に重い負担を与えるという懸念に依拠するものである。すなわち、この除外は健全な保険財政の維持、という観点から採用されている。年金受給者に対するかかる特殊な除外に対して、歯科医療、補装具、眼鏡、葬儀給付などの給付では、資格条件や制限は疾病保険と同一とされている。

給付は、所定の条件に基づき、年金受給者となれば、直ちに受給資格が与えられるが、具体的には、次の手続によって、給付を受給する。すなわち、年金受給者は受給者であることを証明する手帳を、社会保険基金から渡され、その手帳を入手した各受給者は、居住する地区の診療所に氏名を登録する。

かれらが登録した診療所においてのみ、医療給付が支給され、必要な場合には、病院に送られる。

ところで、年金受給者に対するこの医療給付

(55ページへつづく)